

社会的責任を果たすために

経営の基本方針に基づき、業務遂行に当たり遵守すべき行動基準を定めるとともに、原子力機構内のコンプライアンス活動を進めています。

コンプライアンス活動の推進

原子力機構は、国民や立地地域住民から信頼される組織であるために、コンプライアンス（法令・内部規定等の遵守、企業倫理の遵守）活動の推進に積極的に取り組んでいます。

このため、理事長を委員長、顧問弁護士等を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の推進方策等を審議・検討しています。

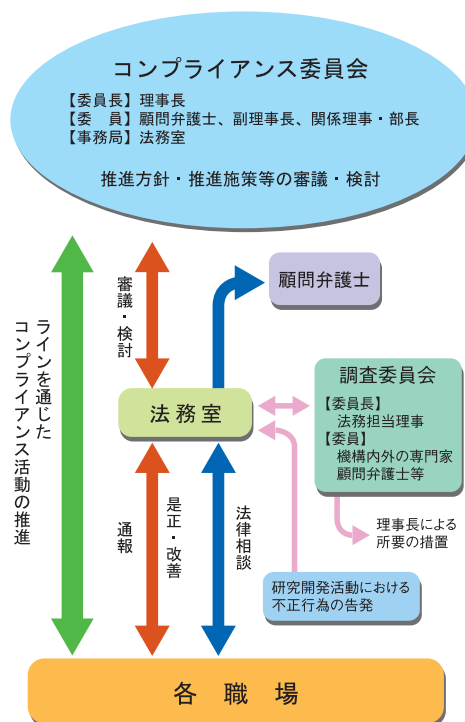
コンプライアンスの徹底のためには、原子力機構の業務にかかわるすべての人が、その意味と重要性を理解し、日々の業務のなかで実践していくことが重要です。このため、コンプライアンス意識の強化・向上のための啓発活動と日常業務の中でコンプライアンスを実践していくために役立つ知識・情報を分かりやすく提供する活動を行っています。

2007年度は、全従業員を対象としたコンプライアンス研修を全拠点で計17回実施し、約1,200名が参加しました。このほか、メールマガジン「コンプライアンス通信」を計29回発信したり、イントラネットを通じてさまざまな情報を発信したりするなど、役職員を含め全従業員のコンプライアンス意識の強化、向上に努めました。

また、コンプライアンス活動を補完、強化するため、原子力機構の業務におけるコンプライアンスに反する行為又は反すると思われる行為について、これを是正又は改善することを目的として、当該行為の内容及びこれに関する意見を理事長に告知する「通報」制度を設けています。

さらに、原子力の研究開発機関として、研究開発活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）を防止することを目的に「行動規範」を定めるとともに、「告発」制度を設けています。

原子力機構のコンプライアンス推進体制



個人情報保護

昨今、急速なIT化などに伴い個人情報保護の重要性が一層増してきています。

原子力機構では個人情報保護の重要性を強く認識し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報保護規程」を整備し、必要な個人情報を、利用目的の範囲内で利用しています。

個人情報の管理については、個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、総括保護管理者をトップとする機構内管理体制を設け、個人情報の不正アクセス、個人情報の紛失、盗難、破壊、改ざん、漏えい等の防止のための必要な措置を講ずるとともに、個人情報保護の相談や開示、訂正、削除、利用停止等に関する問い合わせには個人情報保護窓口を設けるなどの個人情報管理体制を整備しています。

また、eラーニングシステムを用いて、全従業員を対象とした教育を行い、一人ひとりの個人情報保護に対する意識の向上に努め、規程遵守の徹底を図っています。